

熊本大学大学院・博士課程奨学金給付制度（ＫＤＳ）への応募に際して 研究業績等を点数化する方法について

- 1) 選考にあたり、入学試験の成績、前年度1年間の学業成績及び学術研究活動、収入状況を下記のとおり点数化し、提出物確認リスト（得点表）に各自計算のうえ、記入すること。
なお、申請書および添付資料の内容に虚偽の記載があった場合には、その学生については在学中の本奨学金の受給資格を、認めないので注意すること。
- 2) ただし、下記【(1)学業成績等】の合計点が3点未満の場合は、選考から除外する。

【(1) 学業成績等】 平成27年度1年間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）のみを対象とする。 1年生については、前年度1年間の本学、他の大学あるいは研究機関等で上げた下記に該当する業績についても評価の対象とする。

① 研究内容の論文発表 （筆頭著者には、equal contributors も含む）

英文雑誌・・・論文の採択通知日が、平成27年度1年間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の期間内に含まれる論文を業績評価（点数化）の対象とする。 英文論文については、論文が掲載された学術雑誌の Journal Citation Reports による Impact Factor(IF)を加味して評価する。つまり IF に3を乗じた点数をもって評価する。なお論文の筆頭著者あるいは Corresponding author である場合には、この点数に1を、第二著者の場合は0.5を、それ以外の場合は0.1を乗じた数をもって評価する。IFが記載されていない学術雑誌については、IFを0.3と見なすものとする。

和文雑誌・・・当該雑誌の発刊日が、平成27年度1年間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の期間内に含まれる論文を業績評価（点数化）の対象とする。 筆頭著者 1点、その他の著者 0.1点とする。

※外国人留学生が国際学術雑誌ではなく、主に母国内で発刊されている学術雑誌に発表した論文については、筆頭著者1点、他の著者0.1点とする。ただし、英語で書かれたものに限る。

② 研究内容の学会発表

国際学会・・・（口演）筆頭演者5点、共同演者0.5点

（ポスター）筆頭演者3点、共同演者0.3点

国内学会（全国レベル）・・・（口演）筆頭演者2点、共同演者0.2点

（ポスター）筆頭演者1点、共同演者0.1点

国内学会（地方レベル）・・・（口演）筆頭演者1点、共同演者0.1点

（ポスター）筆頭演者0.5点、共同演者0.05点

アカデミア主催のセミナー

(国際レベル) ・・・(口演) 筆頭演者 1.0 点、共同演者 0.1 点
(ポスター) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点
(国内レベル) ・・・(口演) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点
(ポスター) 筆頭演者 0.25 点、共同演者 0.025 点

学会、会議等でのシンポジスト 国際レベル 8 点、国内レベル 4 点

※学会発表の合計得点は、10 点を上限とする。

※学位論文の研究に関する発表に限る。1 例報告のような少数の臨床症例報告に関する発表は含めない。

※外国人留学生が母国内の学会、セミナー等で発表したものについては、(口演) 筆頭演者 1 点、共同演者 0.1 点、(ポスター) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点とする。ただし、英語で発表したものに限る。

③ 学会などからの論文発表および学会発表に対する表彰

国際学会 10 点、国内学会 (全国レベル) 5 点、国内学会 (地方レベル) 2 点

④ 専攻分野に関連した著書、データベース 筆頭者 2 点 共著者 0.2 点

⑤ その他の著作物 筆頭者のみ 1 点

⑥ 特許出願 (発明人) 3 点

⑦ 実用新案 3 点

⑧ 社会的貢献度の高い活動 (貢献内容を委員会で審議して点数化する)

⑨ 入学試験の成績 (1 年生のみ) (医学事務チーム教務担当で点数化する)

【(2) 収入状況を加味した加算点】

私費外国人留学生、本学あるいは他大学の修士課程を修了した者ならびにこれに準ずる者で博士課程へ入学した学生については、上記の点数の合計に 5 点を加算できるものとする。ただし、上記の学生であっても、平成 28 年度に返済義務のない奨学金等、アルバイト、TA および各種 RA (別添整理表参照) 雇用あるいは社会人学生の給与などによる収入の合計額が、概ね 20 万円以上ある者については、5 点の加算を認めないものとする。